

第11節 公務で外国旅行中の職員の特例

地方公務員の公務での外国旅行増加等の実情及び国家公務員の災害補償制度との均衡を考慮して、公務で外国旅行中の職員について、療養補償の特例及び国際緊急援助活動に従事する場合の補償額の特例が設けられています。

1 療養補償の特例

公務で外国旅行中の職員に係る療養の範囲は、法第27条に規定するもののほか、自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給で療養上相当であると認められるものとする。

2 国際緊急援助活動に従事する職員に係る補償の特例

(1) 制度の概要

公務で外国旅行中の職員が、その生命又は身体に対する高度の危険が予測される状況の下において、国際緊急援助隊の派遣に関する法律(昭和62年法律第93号)第2条各号に掲げる活動に従事し、そのため公務上の災害を受けた場合(法第46条の規定が適用される場合を除く。以下「国際緊急援助活動特例災害」という。)には、傷病補償年金、障害補償若しくは遺族補償又はこれらに併せて支給する傷病特別給付金等について特例的に加算措置を講じることとしています。

○ 加算措置

国際緊急援助活動特例災害に該当する場合の加算措置の内容は、当該災害に係るそれぞれの補償の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額をもって補償の額とするものです。

補 償		区 分	加 算 率
傷病補償年金		第1級	$\frac{40}{100}$
		第2級	$\frac{45}{100}$
		第3級	$\frac{50}{100}$
障害補償	年金	第1級	$\frac{40}{100}$
		第2級	$\frac{45}{100}$
	一時金	第3級～第7級 第8級～第14級	$\frac{50}{100}$
遺族補償	年金		$\frac{50}{100}$
	一時金		$\frac{100}{100}$

(2) 請求手続等

請求手続等は、特殊公務に従事する職員の特例の場合と同様です(P. 230参照)。

(3) 特別給付金の特例

特別給付金の特例は、特殊公務に従事する職員の特例の場合と同様です(P. 230参照)。